平成２１年（フ）第１３１号
兵庫県豊岡市日高町上石234番地の１　県営国府高層住宅707号、前住所兵庫県豊岡市日高町日置129番地の３
債務者　中川　和美
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
兵庫県朝来市和田山町土田39番地３
債務者　北村　　稔
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
福岡県宮若市金生80番地10
債務者　髙山　千秋
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3755番地６
債務者　野中　英代
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１５０号
福岡県直方市大字山部896番地２、前住所福岡県飯塚市幸袋265番地１
債務者　岩本　里美（旧姓中尾）
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１５１号
福岡県直方市大字下境2532番地、前住所富山県高岡市戸出町１丁目１番56―109号
債務者　岡　　恵（旧姓栗山・野見山）
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１５３号
福岡県直方市大字植木106番地25
債務者　四宮喜久子
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第４９４号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2286番地200
債務者　山下　千鶴
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
佐賀県唐津市厳木町岩屋836番地３
債務者　増永　穂波
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第７３１号
大分県別府市亀川浜田町７番８号、住民票上の住所大分県別府市亀川浜田町13番５号
債務者　山内みどり
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７９３号
大分市高松１丁目８番15号　コーポ二宮201
債務者　中山　愛子
１　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５７７号
宮崎市花ケ島町観音免945番地２　キングスオブザパーク201号
債務者　秋元　光軌
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２０号
宮崎市希望ケ丘４丁目１番11号
債務者　小林　正軌
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５６号
宮崎市大字本郷北方3311番地１　カサグランデ津和田101号
債務者　山田　直樹
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５７号
宮崎市大字本郷北方3311番地１　カサグランデ津和田101号
債務者　山田　昌子
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７０号
宮崎市田野町乙10119番地１
債務者　田中亜紀子（旧姓佐土原）
１　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９５号
千葉県船橋市緑台２丁目５番１棟305号
債務者　野瀬　信雄
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７１８号
奈良県天理市東井戸堂町421番地５
債務者　瀬端恵理佐
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで　奈良地方裁判所